

# 富山市障害者自立支援協議会

## 第1回 資料

平成28年10月21日（金）

富山市役所8階802会議室



# 目次

## I 障害福祉の現状について

1	手帳所持者の状況	・・・	1
2	障害福祉関係予算の推移	・・・	3
3	自立支援給付の状況	・・・	5
4	補装具の交付・修理状況	・・・	9
5	地域生活支援事業の状況	・・・	10
6	医療等の給付状況	・・・	13
7	手当等	・・・	15
8	障害者の権利擁護に関する状況	・・・	16
9	障害者優先調達推進の取組状況	・・・	18

## II 障害福祉関係の法改正

1	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	・・・	19
2	発達障害者支援法の改正	・・・	21
3	成年後見制度利用促進法の制定	・・・	23

## III (仮) 富山市まちなか総合ケアセンターと障害児支援室 ・・・ 25

## IV 障害者の地域生活拠点施設について ・・・ 27

## V 障害者の就労支援 ・・・ 32

## VI 障害者支援施設の状況 ・・・ 33

### (資料)

1	富山市障害者自立支援協議会設置要綱	・・・	35
2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の公布及び一部の施行について (別添資料1)		
3	発達障害者支援法について	・・・	(別添資料2)
4	成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行について	・・・	(別添資料3)
5	「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止対策検討チーム」の中間とりまとめ	・・・	(別添資料4)
6	専門支援ワーキング等の活動状況	・・・	(別添資料5)

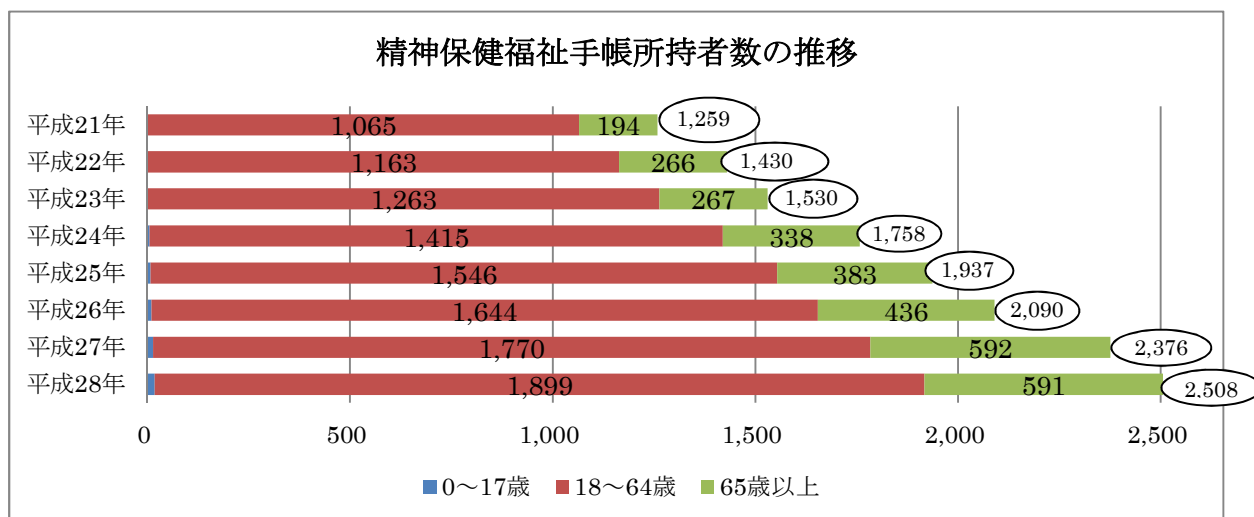
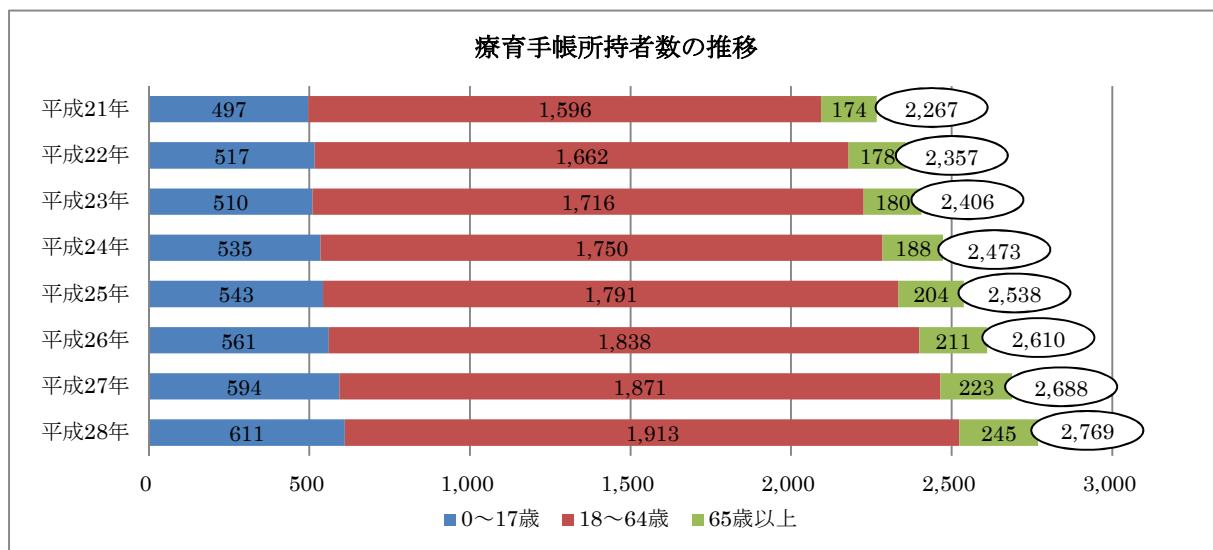
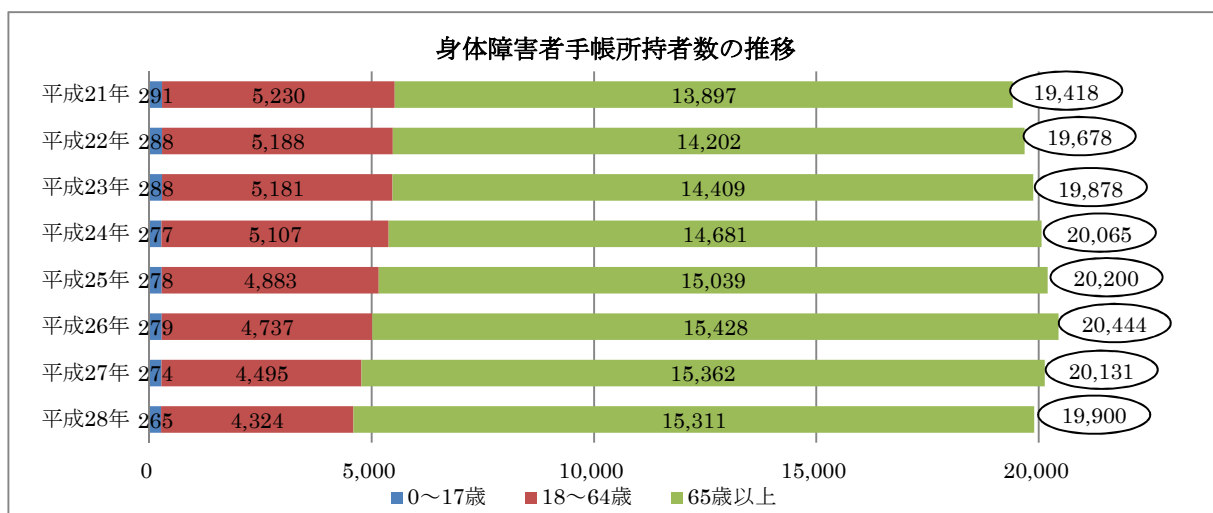
# I 障害福祉の現状について

## 1 手帳所持者の状況

### (1) 障害者手帳所持者数（平成28年3月末）

	人数	内 訳		
身体障害者	19,900	重度 7,629人	中度 10,261人	軽度 2,010人
知的障害者	2,769	療育A 1,043人	療育B 1,726人	
精神障害者	2,508	1級 222人	2級 1,745人	3級 541人

\*難病2,991人



(2) 身体障害者の状況

① 障害別身体障害者手帳所持者の推移(各年3月31日現在)

単位:人、%

	視覚	聴覚 平衡	音声	肢体 不自由	内部	合計	富山市 人口	人口 比率
平成25年度	1,052	1,589	156	10,779	6,624	20,200	420,496	4.80
平成26年度	1,030	1,552	158	10,909	6,795	20,444	419,607	4.87
平成27年度	1,002	1,531	157	10,694	6,747	20,131	418,979	4.80
平成28年度	969	1,519	158	10,418	6,836	19,900	418,179	4.75

② 障害の程度及び種類別身体障害者数(平成28年3月31日現在)

単位:人、%

	視覚	聴覚	音声	肢体	内部	合計	比率
重度 (1・2級)	590	433	8	3,764	2,834	7,629	38.3
中度 (3・4級)	166	434	150	5,509	4,002	10,261	51.6
軽度 (5・6級)	213	652	0	1,145	0	2,010	10.1
合計	969	1,519	158	10,418	6,836	19,900	100.0

(3) 知的障害者の状況

① 療育手帳所持者数の推移(各年3月31日現在)

単位:人、%

	A(重度)	B(中軽度)	合計	富山市人口	人口千対
平成24年度	948	1,525	2,473	416,223	5.9
平成25年度	952	1,586	2,538	420,496	6.0
平成26年度	965	1,645	2,610	419,607	6.2
平成27年度	1,044	1,827	2,871	418,979	6.8
平成28年度	1,043	1,726	2,769	418,179	6.6

② 障害の程度別療育手帳所持者数(平成28年3月31日現在)

単位:人

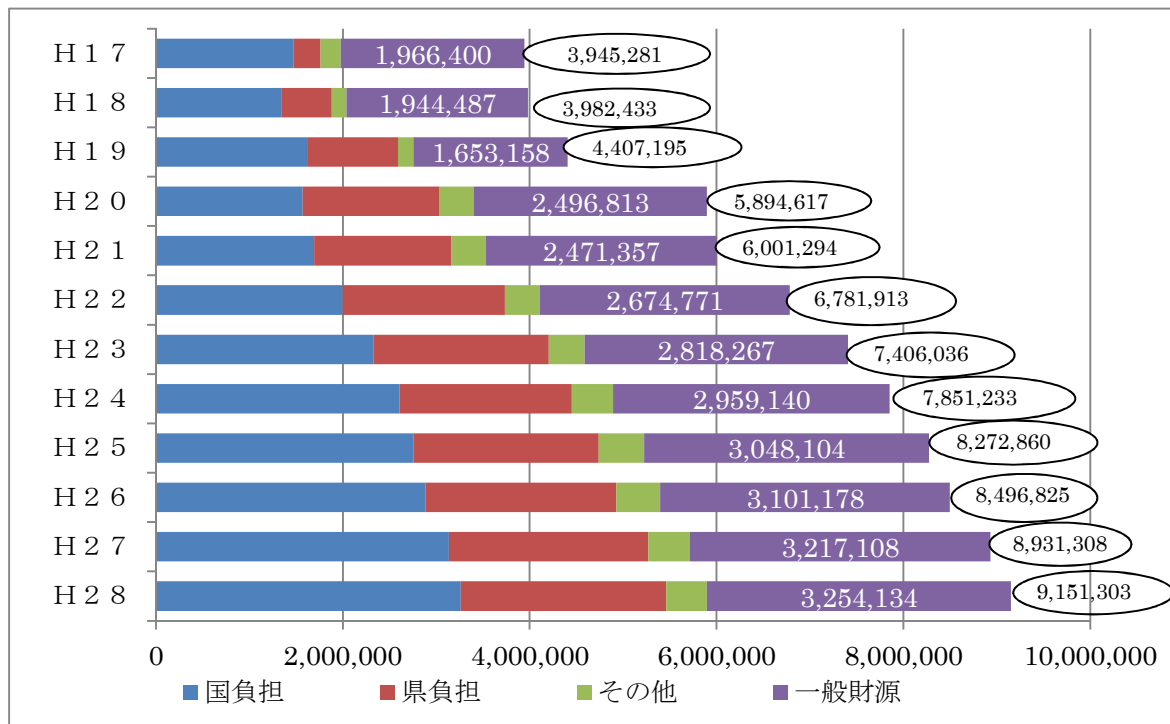
A(重度)			B(中軽度)			合計		
18歳 未満	18歳 以上	計	18歳 未満	18歳 以上	計	18歳 未満	18歳 以上	計
169	874	1,043	442	1,284	1,726	611	2,158	2,769

## 2 障害福祉関係予算の推移

### (1) 財源別障害福祉関係予算の推移・事業費

単位：千円

年度	事業費	財源			
		国負担	県負担	その他	一般財源
平成17年度	3,945,281	1,475,360	286,129	217,392	1,966,400
平成18年度	3,982,433	1,345,933	536,609	155,404	1,944,487
平成19年度	4,407,195	1,617,884	972,806	163,347	1,653,158
平成20年度	5,894,617	1,570,509	1,467,079	360,216	2,496,813
平成21年度	6,001,294	1,693,555	1,465,296	371,086	2,471,357
平成22年度	6,781,913	1,997,456	1,735,806	373,880	2,674,771
平成23年度	7,406,036	2,325,575	1,879,645	382,549	2,818,267
平成24年度	7,851,233	2,606,685	1,844,854	440,554	2,959,140
平成25年度	8,272,860	2,760,098	1,979,539	485,119	3,048,104
平成26年度	8,496,825	2,886,383	2,040,404	468,860	3,101,178
平成27年度	8,931,308	3,136,075	2,132,271	445,854	3,217,108
平成28年度	9,151,303	3,263,268	2,198,961	434,940	3,254,134



## (2) 事業別決算額内訳の推移

単位：円

事業名		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
障害者福祉事務費	決算	28,196,310	30,250,915	35,205,853	30,039,924
	一般	25,778,648	26,564,718	31,637,623	27,826,324
心身障害者福祉事業費	決算	2,762,004,040	2,737,069,896	2,671,979,404	2,641,045,702
	一般	1,481,020,503	1,490,821,352	1,449,665,380	1,440,192,791
自立支援給付事業費	決算	4,230,777,649	4,668,071,699	5,059,895,944	5,408,282,035
	一般	1,025,381,377	1,171,035,000	1,303,208,798	1,338,721,368
地域生活支援事業費	決算	281,206,664	304,587,287	312,638,480	294,289,654
	一般	184,846,260	212,207,908	214,854,188	202,534,787
障害者福祉プラザ運営事業費	決算	113,674,917	116,648,140	143,217,235	119,205,709
	一般	95,884,203	96,887,841	102,023,347	102,689,759
障害児通所給付事業費	決算	116,342,027	170,067,437	258,635,075	341,084,132
	一般	24,338,369	51,555,104	66,111,638	78,538,820
知的障害児通園施設費	決算	133,244,141	141,566,508	134,729,841	151,341,860
	一般	33,035,390	41,237,250	41,879,647	45,331,922
合 計	決算	7,665,445,748	8,168,261,882	8,616,301,832	8,985,289,016
	一般	2,870,284,750	3,090,309,173	3,209,380,621	3,235,835,771

### 3 自立支援給付の状況

#### ◎支給決定状況 (平成28年4月実績)

(単位：人)

障害区分	身体	知的	精神	難病	合計
支給決定者数	707	1,141	727	6	2,581

#### (1) 障害福祉サービス事業

##### ①訪問系・その他サービス

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、ホームヘルパーが身体介護、家事援助及び相談助言を行う。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
行動援護	行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行う。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他必要な援助を行う。

#### (サービス別事業者数及びサービス利用量推移)

種別	区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
居宅介護	事業者数	35	36	35	36	45
	時間	39,815	36,717	38,927	43,075	47,207
重度訪問介護	事業者数	35	36	35	36	45
	時間	37,692	36,998	38,231	40,863	41,215
短期入所	事業者数	22	23	22	23	24
	日	3,401	3,801	4,726	5,312	5,886
行動援護	事業者数	-	-	-	-	-
	人数	1	1	1	1	0
	時間	5	50	17	6	0
同行援護	事業者数	-	11	13	13	15
	人数	5	22	27	30	35
	時間	120	1,789	2,481	2,646	4,727

\*1 各年度4月1日現在事業者数

\*2 人数は実利用者数



## ②日中活動系サービス

サービス名	内容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労継続支援 (A型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

### (サービス別事業者数及びサービス利用量推移)

種別	区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
療養介護	事業者数	-	2	2	2	2
	人数	7	81	80	79	80
	日数	2,535	29,582	28,167	28,384	28,760
生活介護	事業者数	19	26	26	28	32
	人数	570	766	720	706	789
	日数	110,815	172,699	163,470	173,363	176,361
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	事業者数	3	5	5	5	5
	人数	48	72	77	41	56
	日数	6,889	12,485	11,661	6,345	7,116
就労移行支援	事業者数	7	10	11	11	13
	人数	35	42	71	90	91
	日数	7,491	9,761	12,192	17,045	18,369
就労継続支援 (A型、B型)	事業者数	28	34	39	50	63
	人数	596	727	865	1,023	1,131
	日数	116,466	143,149	175,897	208,636	234,733

\*1 各年度4月1日現在事業者数

\*2 人数は実利用者数

### ③居住系サービス

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。
施設入所支援	施設入所者に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

#### (サービス別事業者数及びサービス利用量推移)

種別	区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
共同生活介護 ケアホーム	人数	88	91	106	—	—
	日数	21,453	31,989	35,878	—	—
共同生活援助 グループホーム	事業者数	19	23	23	25	26
	人数	126	151	149	265	272
	日数	43,844	51,430	51,526	90,987	90,354
施設入所支援	事業者数	8	12	12	11	11
	人数	312	457	458	453	447
	日数	107,425	159,470	160,822	158,953	157,194

\* 1 各年度 4 月 1 日現在事業者数

\* 2 人数は実利用者数

### ④相談支援事業

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
相談支援事業所数	14	17	22	23

\* 1 各年度 4 月 1 日現在事業所数

\* 2 平成 28 年 6 月末、総数 23 カ所 (障害者 22 カ所、障害児 9 カ所)

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
障害者	支給決定者数 (人)	2,452	2,616	2,705	2,799
	計画作成者数 (人)	640	1,355	2,563	2,695
	計画作成率 (%)	26.1	51.7	94.8	96.3
障害児	支給決定者数 (人)	509	563	628	625
	計画作成者数 (人)	118	192	621	621
	計画作成率 (%)	23.2	41.7	98.9	99.4

\* 各年度 3 月末作成数、平成 28 年度は 6 月末

## (2) 地域相談支援

サービス名	内容
地域定着支援	居宅において単身等で生活する方の、常時の連絡体制の確保、緊急事態等の相談その他必要な支援を行なう。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者の住居の確保、地域移行のための相談その他必要な支援を行う。

### (サービス別事業者数及びサービス利用量推移)

種別	区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
地域定着支援	人数	—	29	25	22	21
地域移行支援	人数	—	0	5	1	3

## (3) 障害児通所支援事業

サービス名	内容
児童発達支援事業	在宅の未就学児に対して日常生活における基本動作の指導や集団生活への適用訓練を行う。
医療型児童発達支援事業	児童発達支援センターにおいて、障害児に対し日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うとともに医療を提供する。
放課後等デイサービス事業	就学している障害児に対して、放課後等における生活能力向上のための訓練を提供する。
障害児相談支援	障害児の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けての支援を行う。

### (サービス別事業者数及びサービス利用量推移)

種別	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
児童発達支援事業	事業者数	2	7	8	13
	人数	161	173	221	226
	日数	8,735	4,671	6,340	14,896
医療型児童発達支援事業	事業者数	1	1	1	1
	人数	35	16	4	1
	日数	2,949	2,130	520	25
放課後等デイサービス事業	事業者数	1	4	6	13
	人数	164	194	248	295
	日数	12,657	17,575	26,822	35,492
障害児相談支援	事業者数	1	5	6	8
	人数	63	118	192	511

\*1 各年度4月1日現在事業者数

\*2 人数は実利用者数

#### 4 補装具等の支給

##### (1) 補装具の交付・修理状況

単位：件、円

区 分	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		
	交付 件数	修理 件数	交付 件数	修理 件数	交付 件数	修理 件数	交付 件数	修理 件数	交付 件数	修理 件数	
義 義手	1	0	5	1	5	0	7	2	2	2	
肢 義足	16	46	20	47	19	58	15	51	15	49	
装具	19	16	23	29	17	18	27	17	26	17	
盲人安全杖	18	0	9	0	19	0	17	0	10	0	
義眼	5	0	12	0	5	0	6	0	11	0	
眼鏡・コンタクトレンズ	20	0	17	0	22	0	11	1	11	2	
車いす	43	116	47	92	72	80	51	103	51	102	
電動車いす	10	42	7	23	15	43	11	30	15	42	
歩行補助つえ	7	1	6	0	3	0	4	0	9	0	
補聴器	204	138	201	121	172	125	138	119	173	140	
座位保持装置	18	48	18	51	14	30	15	22	11	17	
座位保持いす	1	0	2	0	5	0	4	0	9	0	
起立保持具	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	
歩行器	9	1	11	0	12	1	10	2	11	2	
頭部保持具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
排便補助具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
重度障害用意思伝達装置	3	1	0	2	1	0	1	0	2	1	
計	374	409	379	366	382	355	318	347	356	374	
金額	公費分	46,579	18,121	47,441	17,555	57,376	20,832	47,672	24,317	50,372	21,946
	自費分	2,040	777	1,925	721	2,306	843	1,907	932	2,314	962
	計	48,619	18,898	49,366	18,276	59,682	21,675	49,579	25,249	52,686	22,908

##### (2) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等補助事業の状況

障害者総合支援法に基づく補装具の支給対象とならない児童（軽度・中等度難聴児）に対し、補聴器の購入（更新）に要する費用を補助することにより、言語の習得や社会性の向上を図る。（平成27年7月1日開始）

平成27年度	
交付件数	3件
公費分金額	108,000円
自費分金額	224,634円

## 5 地域生活支援事業の状況

### (1) 相談支援

障害者やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする。

#### ① 障害者相談支援

実施事業所

- ・ゆりの木の里
- ・和敬会生活支援センター
- ・フィールドラベンダー
- ・あすなろセンター
- ・セーナー苑
- ・自立生活支援センター富山
- ・富山市障害者福祉センター基幹相談支援室
- ・富山市恵光学園

#### ② 障害者自立支援協議会 開催回数 2回

### (2) 意思疎通支援

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、コミュニケーションの円滑化を図る。

#### ① 手話通訳者設置事業

手話通訳士（非常勤）を設置

#### ② 手話通訳者派遣事業

単位：回

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
404	381	335	347	324

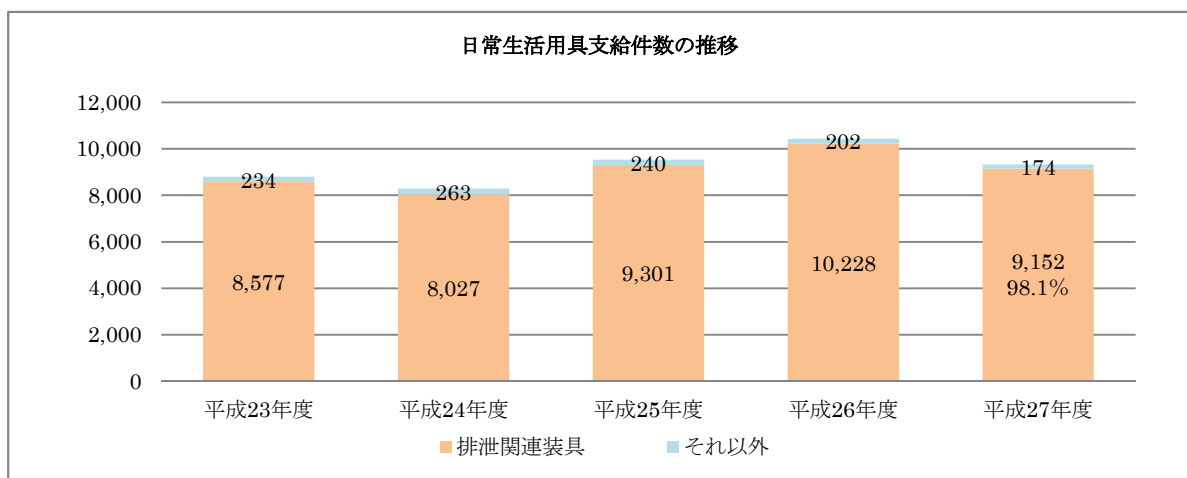
#### ③ 要約筆記者派遣事業

単位：回

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
8	17	12	13	15

### (3) 日常生活用具の給付状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
特殊寝台	11	17	9	8	9
特殊マット	14	12	11	10	10
特殊尿器	0	0	0	0	0
移動用リフト	3	2	0	3	1
入浴補助用具	10	16	11	13	15
便器	4	3	4	0	1
T字杖・棒状のつえ	15	13	23	6	7
歩行支援用具	6	0	11	8	9
火災警報機	0	3	1	1	0
自動消火器	1	2	1	0	0
電磁調理器	2	1	2	4	0
聴覚障害者用屋内信号装置	2	3	7	6	2
透析液加温器	8	4	8	10	10
ネブライザー	7	11	11	5	5
電気式たん吸引機	23	47	24	35	20
盲人用体温計	4	4	1	2	2
盲人用体重計	4	2	3	0	1
携帯用会話補助装置	3	5	2	1	2
情報・通信支援用具	7	5	10	7	3
点字タイプライター	0	1	2	1	0
視覚障害者用ポータブルレコーダー	13	12	3	7	6
拡大読書器	17	17	26	10	12
盲人用時計	10	16	5	7	7
聴覚障害者用通信装置	4	3	2	1	0
聴覚障害者用情報受信装置	10	0	1	0	0
点字図書	14	18	4	4	3
ストマ用器具	7,396	6,806	8,012	8,828	7,774
紙おむつ	1,181	1,221	1,289	1,400	1,378
その他	42	46	58	53	49
合計	8,811	8,290	9,541	10,430	9,326

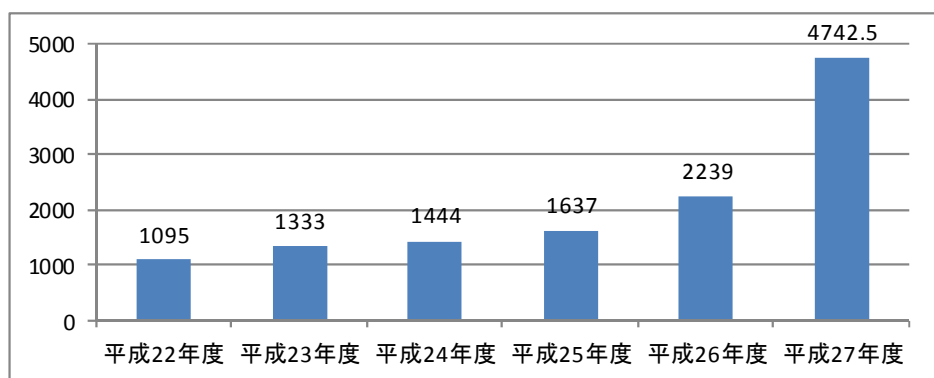


分 類	公費負担額	%
介護・訓練支援用具	1,953,609	2.0
自立生活支援用具	1,580,629	1.6
在宅療養等支援用具	2,360,833	2.5
情報・意思疎通支援用具	3,767,806	3.9
排泄管理支援用具	83,975,362	87.6
住宅改修費	2,294,924	2.4
計	95,933,163	100.0

#### (4) 移動支援

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す。 単位：時間

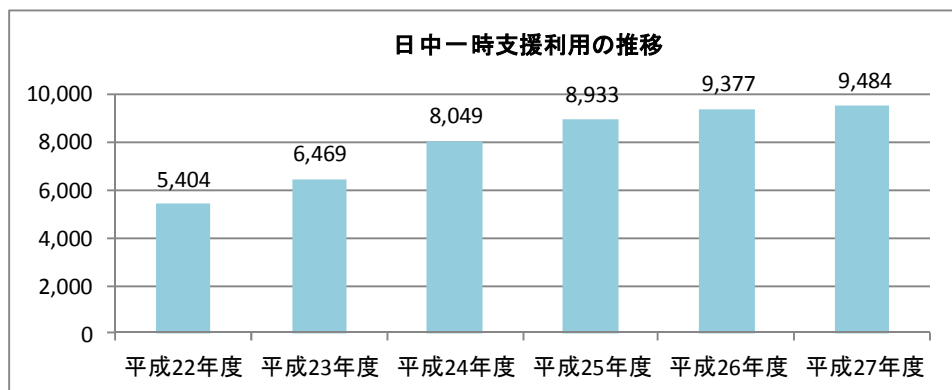
平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
1333.0	1444.0	1637.0	2239.0	4742.5



#### (5) 日中一時支援

障害者及び障害児の日中における活動の場を確保し、障害者等を日常介護している家族の一時的な負担軽減を図る。 単位：時間

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
6,469	8,049	8,933	9,377	9,484



## 6 医療等の給付状況

### (1) 自立支援医療（更生医療）給付事業

身体障害者の更生に必要な医療であって、その障害を除去し、又は軽減して職業能力を増進し、又は日常生活を容易にすること等を目的として行うもの。

		入院				入院外				合計			
		心臓	腎臓	その他	計	心臓	腎臓	その他	計	心臓	腎臓	その他	計
平成23年度	申請 (人)	392	27	3	422	106	31	16	47	392	58	19	469
	決定 (人)	376	27	3	406	106	31	16	47	376	58	19	453
	更生 (千円)	12,396	54,425	975	67,796	1,587	75,187	7,186	83,960	13,983	129,612	8,161	151,756
	総額 (千円)	318,971	63,411	10,167	392,549	2,826	99,177	29,612	131,615	321,797	162,588	39,779	524,164
平成24年度	申請 (人)	325	25	4	354	84	29	19	132	325	54	23	402
	決定 (人)	310	25	4	339	80	29	19	128	310	54	23	387
	更生 (千円)	18,118	50,430	894	69,442	297	74,593	5,935	80,825	18,415	125,023	6,829	150,267
	総額 (千円)	289,738	53,982	10,732	354,452	1,213	91,476	26,211	118,900	290,951	145,458	36,943	473,352
平成25年度	申請 (人)	373	38	1	412	110	37	14	161	483	75	15	573
	決定 (人)	365	38	1	404	109	37	14	160	474	75	15	564
	更生 (千円)	12,357	89,659	0	102,016	169	80,449	4,253	84,871	12,526	170,108	4,253	186,887
	総額 (千円)	278,938	99,186	▲36	378,088	1,190	96,858	27,010	125,058	280,128	196,044	26,974	503,146
平成26年度	申請 (人)	396	33	1	430	115	35	21	171	511	68	22	601
	決定 (人)	382	33	1	416	113	35	21	169	495	68	22	585
	更生 (千円)	9,048	77,059	251	86,358	190	96,351	3,785	100,326	9,238	173,409	4,037	186,684
	総額 (千円)	266,318	95,353	3,433	365,104	1,229	121,659	30,880	153,769	267,547	217,012	34,313	518,872
平成27年度	申請 (人)	578	43	9	630	208	44	29	281	786	87	38	911
	決定 (人)	575	43	9	627	207	44	29	280	782	87	38	907
	更生 (千円)	15,756	80,697	1,131	97,584	476	99,057	5,272	104,805	16,232	179,754	6,403	202,389
	総額 (千円)	459,421	104,934	20,665	585,020	2,799	128,167	40,733	171,699	462,220	233,101	61,398	756,719



## ② 重度心身障害者医療費助成事業

重度心身障害者の医療費を助成することにより、重度心身障害者の保健の向上を図り、福祉の増進を目的とするもの。

- ・対象者 65歳未満で身体障害者手帳1～2級もしくは療育手帳Aの所持者
- ・所得制限 世帯の合計所得金額が1,000万円未満であること

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
対象者数 (人)	2,973	2,913	2,834	2,761	2,715
助成件数 (件)	62,465	62,384	61,842	61,036	61,934
助成額 (円)	668,605,341	665,268,975	636,903,535	597,307,805	590,453,203

## ③ 老人医療費助成事業

障害のある高齢者の医療費を助成することにより、老人保健の向上を図り、福祉の増進を目的とするもの。

- ・対象者 65歳以上で一定以上の障害のある方（75歳未満で重中度の障害を有する場合は後期高齢者医療制度への加入を要件とする。）
- ・所得制限 世帯の合計所得金額が1,000万円未満であること

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
健康 保険	対象者数 (人)	1,515	1,559	1,669	1,667	1,624
	助成件数 (件)	38,413	39,846	42,723	44,168	42,172
	助成額 (円)	224,275,835	235,442,798	234,314,043	199,006,322	142,880,509
後期 高齢	対象者数 (人)	12,627	12,887	13,229	13,218	13,274
	助成件数 (件)	287,236	299,660	314,310	327,945	332,705
	助成額 (円)	1,222,195,492	1,225,754,552	1,262,050,213	1,288,107,381	1,321,766,595

## ④ 精神障害者医療費助成事業

精神障害者の入院医療費の一部を助成することにより、家族等の経済的負担の軽減と精神障害者の療養の促進を図る。

- ・対象者 入院期間が継続して2年を超える精神障害者の家族等（入院形態により制限あり）
- ・助成金額限度 3,800円/月

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
延人数 (人)	493	462	483	457	460
助成金 (円)	10,857,220	10,104,200	10,526,000	9,905,380	9,905,690

## 7 手当等

### (1) 特別障害者手当等

日常生活において常時介護を必要とする一定の障害のある在宅の方に支給することにより、福祉の増進を図る。

単位：人、円

年度	特別障害者手当		障害児福祉手当		経過的福祉手当		計	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
H23年度	405	128,172,520	217	34,482,800	21	3,656,350	643	166,311,670
H24年度	416	129,315,480	228	37,592,230	21	3,600,660	665	170,508,370
H25年度	447	135,471,320	226	38,067,160	17	3,391,540	690	176,930,020
H26年度	441	138,208,000	221	36,866,360	16	2,829,360	678	177,903,720
H27年度	444	136,104,780	225	36,896,360	15	2,610,340	684	175,611,480

### (2) 重度心身障害者介護手当支給事業

在宅の常時介護が必要な重度心身障害者を介護している方に介護手当を支給することにより、福祉の増進を図る。

単位：人、円

年度	身体障害者		知的障害者		計	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額
H23年度	226	15,365,000	246	17,175,000	472	32,540,000
H24年度	219	15,065,000	252	17,725,000	471	32,790,000
H25年度	214	14,905,000	261	18,520,000	475	33,425,000
H26年度	196	14,035,000	258	18,910,000	454	32,945,000
H27年度	207	14,535,000	276	19,550,000	483	34,085,000

### (3) 心身障害者福祉タクシー及び自動車燃料利用券交付事業

外出が困難な在宅の重度心身障害者に対し、タクシー利用券又はガソリン給油券を交付し、心身障害者の行動範囲の拡大及び社会参加の促進を図る。

単位：人、円

年度	タクシー利用券		ガソリン給油券		計	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額
H23年度	2,641	29,260,980	3,214	17,450,500	5,855	46,711,480
H24年度	2,546	28,687,680	3,241	17,780,000	5,787	46,467,680
H25年度	2,608	28,022,400	3,327	17,905,500	5,935	45,927,900
H26年度	2,472	27,691,650	3,341	18,306,500	5,813	45,998,150
H27年度	2,422	26,626,950	3,321	17,897,000	5,743	44,523,950

## 8 障害者の権利擁護に関する状況

### (1) 成年後見制度市長申立件数の推移

単位：件

年度	申立て件数		報酬助成件数			
	新規	累計	新規	継続	累計	65歳以上高齢者
平成23年度	4	8	0	0	1	
平成24年度	8	16	0	0	1	
平成25年度	5	21	0	0	1	
平成26年度	2	23	4	0	5	
平成27年度	4	27	1	2	8	
平成28年度	0	27	1	2	11	3

\*平成28年度は9月末現在

### (2) 障害者虐待通報・相談件数

年度	通報					相談				
	実数	うち新規	延数	処遇内訳		実数	うち新規	延数	処遇内訳	
				継続（他機関にてモニタリング中のケース含む）	終了				継続（他機関にてモニタリング中のケース含む）	終了
平成24年度	7	7	7	4	3	24	24	42	4	20
平成25年度	7	6	9	6	1	25	24	36	9	16
平成26年度	3	2	6	3	0	28	20	122	13	15
平成27年度	5	5	5	5	0	38	23	530	23	15
平成28年度	2	2	2	2	0	33	10	568	33	0

\*平成28年度は9月末現在

### (3) 市長同意の医療保護入院数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
市長同意の医療保護入院者	52	61	27	24	16

\*平成28年度は9月末現在

#### (4) 障害を理由とする差別に関する相談

##### ① 富山市の取り組み

- ア 職員研修の実施
- イ 職員対応要領の作成
- ウ 庁内連絡会議の設置
- エ 周知啓発（出前講座の実施、市ホームページへに掲載）
- オ 富山市障害者差別解消支援協議会の設置

##### ② 地域相談員

地域相談員は、富山県条例で規定されており、障害を理由とする差別について、地域での身近な相談窓口として、助言や情報提供、関係者との調整、県が設置する広域相談員や関係行政機関へのつなぎ役を行っている。

身体障害者相談員や知的障害者相談員、メンタルヘルスサポーター等の中から128人の方が県から委託を受け活動している。

##### ③ 障害を理由とする差別に関する相談（平成28年8月31日現在）

###### ア 相談件数

種 類	件数
差別的取り扱いに関する相談	19
合理的配慮に関する相談	19
合計	38

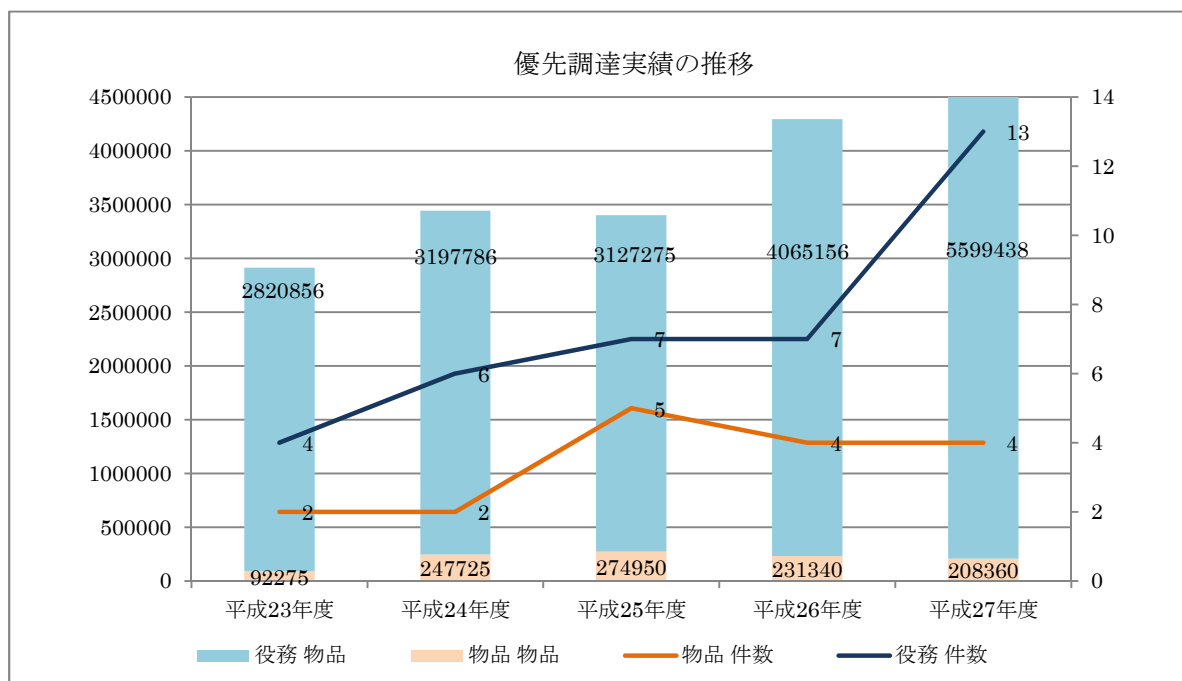
###### イ 窓口ごとの内訳

窓 口	件数
地域相談員が受けた相談	13
障害福祉課が直接受けた相談	12
各担当課窓口で受けた相談	7
各担当課窓口を通して障害福祉課に寄せられた相談	6

## 9 障害者優先調達推進の取組状況

		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
物 品	食品					0	0	0	0	0	0
	小物・雑貨・記念品					2	215,550	1	84,240	1	74,520
	日用品・生活雑貨	2	92,275	2	247,725	3	59,400	3	147,100	3	133,840
	事務用品					0	0	0	0	0	0
	物品計	2	92,275	2	247,725	5	274,950	4	231,340	4	208,360
役 務	印刷	1	798,456	2	906,186	2	820,260	3	923,356	1	785,980
	リサイクル					0	0	0	0	0	0
	清掃・園芸・管理	3	2,022,400	4	2,291,600	4	2,287,800	2	305,800	5	1,352,030
	封入・シール貼り・仕分け・発送					1	19,215	2	2,836,000	2	3,397,600
	情報処理					0	0	0	0	0	0
	その他サービス					0	0	0	0	5	63,828
	役務計	4	2,820,856	6	3,197,786	7	3,127,275	7	4,065,156	13	5,599,438
合 計	6	2,913,131	8	3,445,511	12	3,402,225	11	4,296,496	17	5,807,798	

→ 障害者優先調達推進法施行



## Ⅱ 障害福祉関係の法改正

### 1 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

#### (1) 改正法の概要

##### ① 障害者の望む地域生活の支援

- ア 施設入所支援等の利用者への、定期的な巡回訪問や随時の対応を行うサービスの  
新設（自立生活援助）
- イ 就業に伴う生活面の課題に対応するサービスの  
新設（就労定着支援）
- ウ 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とするなど、訪  
問先の拡大
- エ 65歳に達する前に長期間、障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者  
への対応

##### ② 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- ア 重度の障害等により、外出が著しく困難な障害児の訪問発達支援サービスの  
新設
- イ 保育所等訪問支援の対象を、乳児院・児童養護施設の障害児に拡大
- ウ 医療的ケアを要する障害児の保健・医療・福祉等の連携促進
- エ 自治体における障害児福祉計画の策定

##### ③ サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

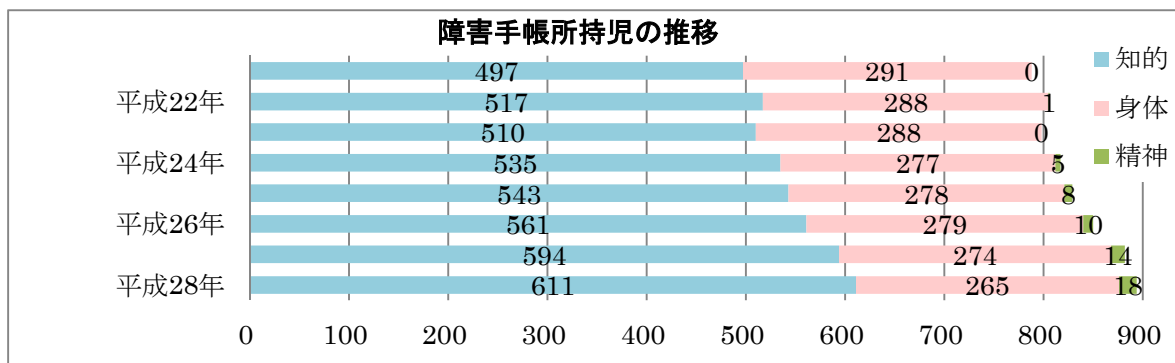
- ア 成長に伴い、短期間で補装具を取り替える必要のある障害児に、貸与の活用
- イ 都道府県がサービス事業所の情報の公表制度を設けるとともに、自治体の所要  
の規定の整備

#### (2) 施行期日

平成30年4月1日（「医療的ケアを要する障害児の支援」のみ平成28年6月3日）

### (3) 医療的ケアを要する障害児の状況

#### ① 障害児の状況



#### ② 重度心身障害児の状況

		人数	サービス利用の状況
給付決定を行っている児童		40	
上記の内、医療的ケアが必要な児童		18	
再掲	・経管栄養	15	児童発達 1人
	・喀痰	12	放課後等デイ 8人
	・気管切開のケア	6	短期入所 8人
	・人工呼吸器装着	6	児童発達+短期入所 4人
	・酸素補充療法	3	放課後+短期 18人
	・モニター測定	3	
	・褥瘡の処置	1	

#### ③ 訪問看護の状況

	レセプト数	ステーション数	利用者数	年齢						
				1歳未満	3歳	4歳	7歳	11歳	13歳	16歳
4月	10	4	9	2	2	2			1	1
5月	10	4	8	2	2	1		1	1	1
6月	10	5	10	2	2	2	1	1	1	1

### (4) 今後の対応（案）

#### ① 平成28年度の取組予定

平成28年度は、改正法の施行を受けて、医療的ケアを要する障害児及びその家族が地域で安心・安全に生活できるようにするため、関係課の連携体制の強化を図る。

##### ア 関係課連絡調整

子育て支援課、保健所健康課、保健所保健予防課、学校教育課

- ・関係課の連携体制の確保
- ・日頃から相談・連携できる関係性の構築

#### ② 平成29年度の予定

##### ア 個別のネットワークづくり

## 2 発達障害者支援法の改正

発達障害者支援法の施行から10年が経過し、発達障害者に対する支援は進展してきた。発達障害に対する理解も広がってきている一方で、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援など、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援が求められている。また、障害者基本法の一部改正や障害者差別解消法の成立などの法整備が行われるなど、共生社会の実現に向けた新たな取組が進められており、こうした状況に鑑み、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、改正発達障害者支援法が平成28年6月3日に公布され、8月1日から施行された。

### (1) 改正法の概要

#### ① 目的の改正

目的に、切れ目のない支援の重要性に鑑み、障害者基本法の理念にのっとり、共生社会の実現に資することを規定

#### ② 発達障害の定義の改正

「発達障害者」の定義を発達障害がある者であって発達障害及び「社会的障壁」により日常生活・社会生活に制限を受けるものとした

「社会的障壁」の定義を発達障害がある者にとって日常生活・社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものとした

#### ③ 基本理念の新設

発達障害者の支援は、①社会参加の機会の確保、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない、②社会的障壁の除去に資する、③個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、関係機関等の緊密な連携の下に、意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行うこととした。

### (2) 今後の対応（案）

#### ① 平成28年度の予定（準備）

平成28年度は、改正法の施行を受けて、法の理念の共有及び関係課の実施事業の情報共有を行い、改正法実施にむけた準備を行う。

#### ② 平成29年度の予定（実施）

発達障害についての市民への理解を図るため広報・啓発を行うとともに、早期発見・早期支援を図るため相談体制の整備を行う。また、就学前・学校・就労・地域において切れ目のない支援が行われるよう情報共有のあり方等について具体的な検討を行う。

ア 市民への広報・啓発（世界自閉症デー等で）

イ 相談体制の整備（障害児については、障害児支援室を中心に）  
相談窓口担当者の情報共有

ウ 切れ目のない支援・情報共有のあり方の検討

（保健所、子育て支援課、学校教育課、障害福祉課）



### (3) 改正内容

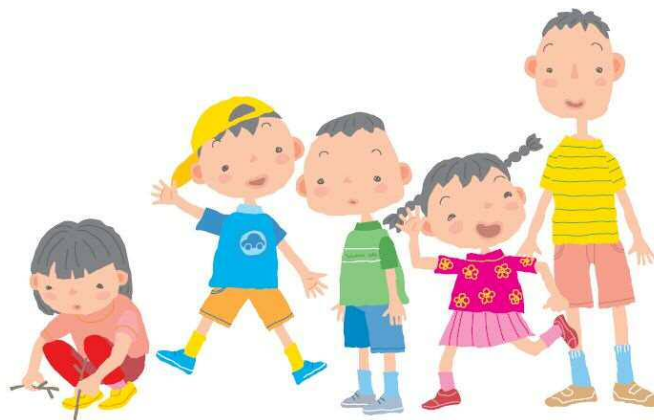
関係事項	国及び地方公共団体	国	県	市
責務 (3条)	【相談体制の整備】 (新) を新設	○	○	○
	関係機関間の協力部局の例示に【警察】 (新) を追加	○	○	○
児童の発達障害の早期発見等 (5条)	発達障害の疑いのある児童の【保護者への情報提供、助言】 (新) を追加 (努力)			○
教育 (8条)	本条の対象に含める18歳以上の発達障害児に【専修学校の高等課程】に在学する者を追加	○	○	○
	【年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた】 (新) 十分な教育を受けられるようにするため、必要な措置として、【他の児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、】 (新) 適切な教育的支援を行うこと、【個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進】 (新)、【いじめの防止等のための対策の推進】 (新) を規定	○	○	○
情報の共有の促進 (9条の2)	【個人情報の保護に十分配慮しつつ、支援に資する情報の共有を促進】 (新) を新設	○	○	○
就労の支援 (10条)	就労支援の主体として【国】 (新) を追加し、内容に【就労定着のための支援】 (新) を追加	○	○	
地域での生活支援 (11条)	地域での生活支援の視点として【性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて】 (新) を追加 (努力義務)			○
権利利益の擁護 (12条)	権利利益の擁護支援の内容に、【差別の解消、いじめ・虐待の防止、成年後見制度が適切に行われ広く利用されるようにすること】 (新) を追加	○	○	○
司法手続きにおける配慮 (12条の2)	【個々の発達障害の特性に応じた意思疎通の手段の確保のための配慮その他の適切な配慮】 (新) を新設	○	○	○
発達障害者の家族等への支援 (13条)	家族への支援 (家族の監護の支援) の対象に【その他の関係者】 (新) を追加し、支援の内容に【適切な対応をすること等のため】 (新) 【情報の提供】 (新) や【家族が互いに支え合うための活動の支援】 (新) を追加		○	○
発達障害者支援センター等 (14条)	発達障害者支援センターの設置について【当事者や家族が身近な場所で支援を受けられるように適切な配慮をする】 (新) を追加		○	
発達障害者支援地域協議会 (19条の2)	都道府県が置くことができる協議会として【発達障害者支援地域協議会】 (新) を新設		○	
国民に対する普及及び啓発 (21条)	普及、啓発の内容として【個々の発達障害の特性】 (新) を追加し、その方法として【学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて】 (新) を追加	○	○	○
専門的知識を有する人材の確保等 (23条)	対象者に【労働、捜査及び裁判に関する業務従事者】 (新) を追加し、研修等の目的に【個々の発達障害の特性に関する理解】 (新) を追加	○	○	○
調査研究 (24条)	考慮事項に【性別、年齢その他の事情】 (新) を追加し、調査研究の内容として、【個々の】 (新) 発達障害の原因の究明等を追加	○		



市町村の義務



市町村努力義務



### 3 成年後見制度利用促進法の制定

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資することであるにもかかわらず十分に利用されていないことから、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、成年後見制度利用促進法が平成28年4月15日に公布され、5月13日に施行された。

#### (1) 基本理念

##### ① 成年後見制度の理念の尊重

成年後見制度の利用の促進は、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上の保護の重視等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

##### ② 地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進

成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度への需要を適切に把握すること、市民後見人等の候補者を育成、活用を図り人材を確保することにより、地域における需要に対応することを旨として行うこと。

##### ③ 成年後見制度の利用に関する体制の整備

成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関等）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力と役割分担の下に、成年後見制度を利用する者の権利利益を保護するために必要な体制を整備することを旨として行うこと。



## (2) 市の取り組み

### ① 広報・啓発

#### ア 身体障害者知的障害者相談員研修会

日頃から身体障害者、知的障害やその家族の相談を受けている相談員が、成年後見制度についての理解を深めることを目的に、研修会を実施する。

【日時】平成28年10月29日(土)

【内容】講義「成年後見制度について」

講師:富山家庭裁判所首席家庭裁判所調査官 渡邊 久治 氏

#### イ 市のホームページの掲載による広報

### ② 成年後見制度に関する相談の実施

### ③ 市長申立て

知的障害者、精神障害者について、親族がいない場合や、虐待を受けている場合等に市長申し立てを行っている。

### ④ 関係機関との連携

#### ア 家事関係機関と家庭裁判所との連携

富山家庭裁判所が主催する連絡協議会において、関係機関(県、富山家庭裁判所、支部、出張所が置かれている市の担当部署、社会福祉協議会、各専門職団体)と市民後見人の活用に向けた連携のあり方についての協議の場への参加。

#### イ 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会が主催するとやま福祉後見サポートセンター運営協議会への参加。



### Ⅲ (仮称) 富山市まちなか総合ケアセンターと障害児支援室

#### 1 趣旨

乳幼児から高齢者、障害者やその家族など、地域住民が安心して健やかに生活できる健康まちづくりを推進するため、8つの行政サービスを一元的・包括的に提供する複合施設を整備し、地域包括ケア体制構築のモデルケースとする。

#### 2 イメージ図

##### 【公共施設】

- ・(仮称) 富山市まちなか総合ケアセンター

##### 【民間施設】

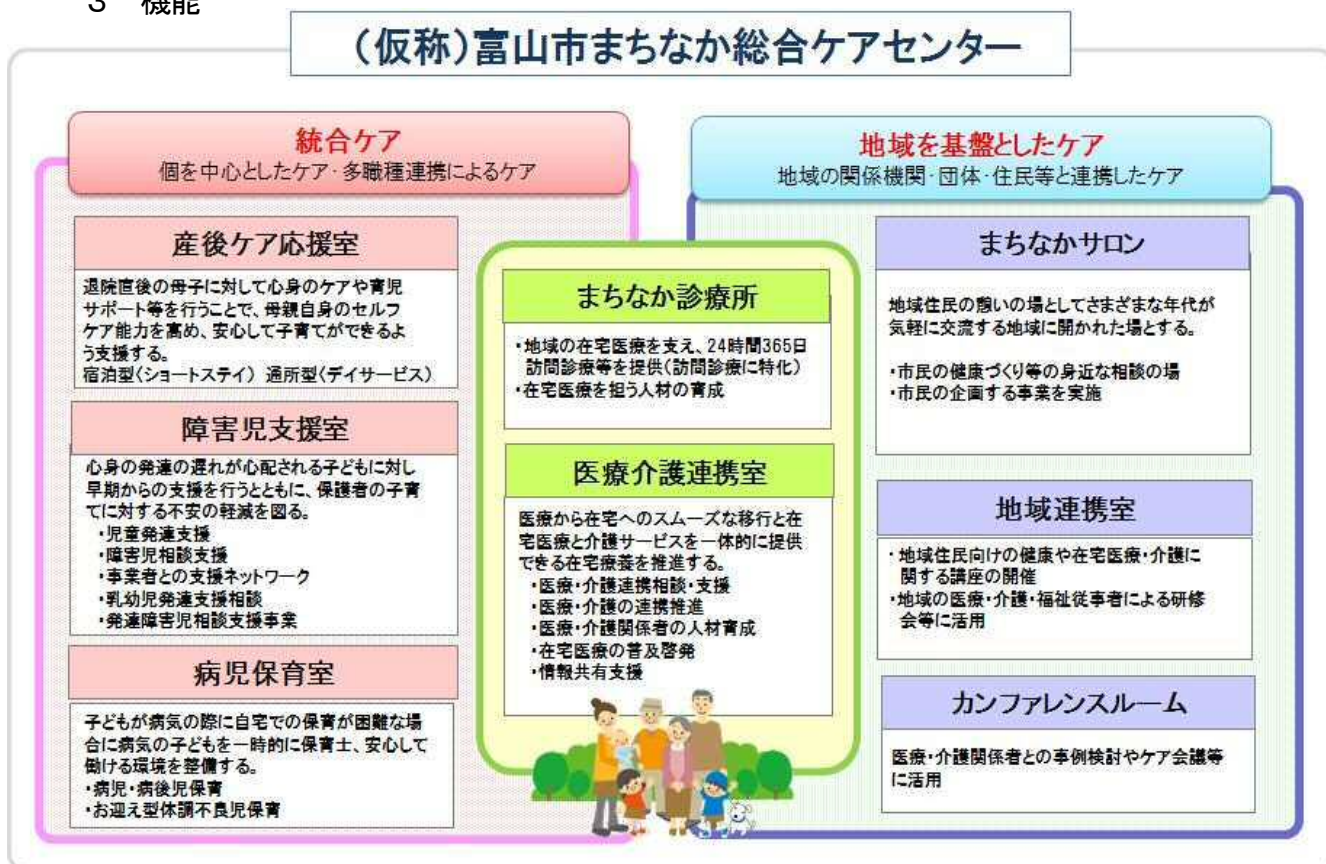
- ・学校法人青池学園
- ・グンゼスポーツクラブ
- ・廣貴堂
- ・ヘルスケアローソン
- ・立体駐車場
- ・富山市医師会看護専門学校



##### 【スケジュール】

- 平成28年4月 建設工事着工
- 平成29年2月末 施設引渡し
- 4月 施設開業

#### 3 機能



## 4 障害児支援室

### (1) 位置付け

富山市恵光学園分室と位置付け、一体的な管理運営を行う。

### (2) 目的

心や身体に発達の遅れが心配される子どもに対し、早期からの支援を行うとともに、保護者の子育てに対する不安の軽減を図る。また、障害児を支援する事業者及び関係機関とのネットワークの構築を図り、障害児やその保護者への支援を推進する。

### (3) 対象者

障害児とその保護者、関係者。

障害の種別は問わないが、主として知的障害児、発達障害児。

### (4) 事業内容

#### ① 児童発達支援事業

障害児に日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応訓練等を行い、障害児の発達を支援する。

#### ② 障害児相談支援事業

障害児の自立した生活を支え、障害児の抱える課題の解決や適正なサービス利用についてケアマネジメントし、きめ細かい支援を行う。

#### ③ 発達障害児相談支援事業

自閉症スペクトラム障害、学習障害、注意欠陥・多動症等の発達障害を有する子どもとその保護者の相談に応じて、必要な情報提供等の便宜を供与し、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、発達障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。

#### ④ 乳幼児の発達支援相談

成長や発達が気になる子どもを持つ保護者から相談を受け、早期かつ専門的な対応を行い、子どもの発達の促進、保護者の支援を行う。

#### ⑤ 事業所のネットワークづくり事業

児童発達支援事業者、放課後等デイサービス事業者をはじめ医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び団体等とのネットワークづくりを強化し、障害児が生涯にわたり安心して地域で生活できるよう、早期からライフステージに応じた効果的な連携を行い、障害児とその保護者の一貫した支援、切れ目ない支援を行う。



## IV 障害者の地域生活支援拠点施設について

### 1 国の基本方針

国は、第4期障害福祉計画において、『平成29年度末までに地域生活支援拠点等を各市町村又は各障害福祉圏域に1箇所以上整備する』としている。

それを受け、本市の障害福祉計画においても、平成29年度末までに市内に地域生活支援拠点等を整備することを目標としている。

### 2 地域生活支援拠点とは

#### (1) 目的

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図る。

#### (2) 必要な機能

##### ① 居住支援機能

グループホーム等を活用した住まいの場

##### ② 地域支援機能

- ア 相談支援機能
- イ 体験の機会・場の提供
- ウ 緊急時の受け入れ・対応
- エ 専門的人材の確保・養成
- オ 地域の体制づくり

#### (3) 整備方法等

##### ① 整備箇所

- ア 全市町村に整備することとし、各障害福祉圏域内に1箇所以上の整備を行う。
- イ 単独市町村による整備のみならず、複数市町村による広域整備も可能。

##### ② 整備方法

- ア **多機能拠点型整備型**・・・29頁参照  
グループホーム又は障害者支援施設等に地域支援機能を付加
- イ **面的整備型**・・・30頁参照  
地域における複数の機関が連携し、居住支援と地域支援機能の役割を分担し整備

### 3 地域生活支援拠点の整備状況

#### (1) 先進事例

平成 27 年度 地域生活支援拠点等整備推進モデル事業（9 箇所）

No	都道府県	自治体	整備の種類
1	栃木県	栃木市	面的整備型
2	栃木県	佐野市	多機能整備拠点型・面的整備型
3	千葉県	野田市	面的整備型
4	東京都	大田区	面的整備型
5	東京都	八王子市	面的整備型
6	新潟県	上越市	多機能整備拠点型・面的整備型
7	京都府	京都市	面的整備型
8	山口県	宇部市	多機能整備拠点型・面的整備型
9	大分県	大分市	面的整備型

#### (2) 他市の整備状況（平成 28 年 8 月時点）

##### ① 中核市の状況（47 市）

設置済	3 市	豊橋市（面的整備型） 豊中市（多機能整備拠点型） 西宮市（面的整備型）
設置予定	1 市	柏市（多機能整備拠点型）
未設置	43 市	

##### ② 政令市の状況（20 市）

設置済	1 市	京都市（面的整備型）
設置予定	0 市	
未設置	19 市	

## 地域生活支援拠点等の整備例①(多機能拠点整備型)

パターン①: 居住支援のための機能を一つの拠点に集約し、地域の障害者を支援。



メリット	デメリット
①様々な相談窓口の一本化が図れる。	①設置するための財源(公設 or 民営)、設置場所が必要となる。(施設整備費、人材確保等)
②拠点内の事業所間の連携が取りやすい。	②災害時に拠点が機能停止に陥る可能性がある。
③横断的なサービスが提供できる。	③24時間等の体制確保は職員の負担が大きくなる。
④地域住民に周知しやすい。	④人材育成が拠点を担う法人に偏ってしまう。
⑤24時間等の体制が確保しやすい。	⑤面的整備に比べると、地域力がつきにくい。
⑥居住支援機能と地域支援機能を集約できる。	⑥多機能型から外れた機関との連絡調整が難しい。
⑦専門性の高い人材を配置できる。	



## 地域生活支援拠点等の整備例②(面的整備型)

パターン②: 地域において、居住支援のための機能を持つ事業所が連携し、地域の障害者を支援。



メリット	デメリット
<p>①既存の社会資源を活用できる。</p> <p>②災害時には機能が分散していることで、一定程度の機能確保が可能。</p> <p>③対象範囲が広い場合は早急な対応ができる。</p> <p>④多機能型に比べ施設整備の費用負担が少ない。</p>	<p>①基幹相談支援センターの負担が大きくなるため、人員を増員する必要がある。</p> <p>②それぞれの事業所で専門性の高い人材を確保する必要となる。</p> <p>③日々、事業所間で連絡調整をする必要がある。</p> <p>④財源が必要となる。(基幹相談支援センター改修、人材確保等)</p> <p>⑤地域のネットワークの強化が必要となる。</p>

## V 障害者の就労支援

### (1) 福祉的就労の現状と課題

#### ① 現状

##### ア 事業所数

(4月1日現在)	平成26年度	平成27年度	平成28年度
就労移行支援	11	13	17
就労継続支援A型	17	26	27
就労継続支援B型	33	37	37

(参考) 各就労支援事業について

	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型
雇用契約	なし	原則必要	なし
利用期間	原則2年	定めなし	定めなし

##### イ 工賃・賃金

(単位：円)

種別	項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度
就労継続支援A型	時給	652	716	744
	月額	54,748	55,297	58,125
	賃金総額	62,248,598	242,645,319	347,064,484
就労継続支援B型	時給	153	174	188
	月額	14,117	15,541	15,988
	工賃総額	101,077,207	127,031,074	138,217,164

##### ウ 一般就労への移行者数

(単位：人)

サービス名	第3期障害福祉計画			第4期障害福祉計画
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
生活介護	0	0	0	1
自立訓練(機能)	0	0	0	0
自立訓練(生活)	0	0	0	0
就労移行支援	14	16	10	15
就労継続支援A型	3	15	13	15
就労継続支援B型	7	12	11	8
合計	24	43	34	39

(参考) 富山市障害福祉計画における福祉施設から一般就労への移行目標

項目	目標数値
平成29年度の年間一般就労移行者数	48人 (平成24年度実績の2倍)

② 課題

障害福祉サービスの就労支援については、障害者のニーズが高く、利用者数も急増しているが、高い賃金が確保される一般就労への移行が必ずしも進んでいない。

(2) 今後の取組内容

- ① 就労支援事業所へのアンケート調査
- ② 就労支援事業所と支援機関との連携強化
- ③ 農業分野と福祉分野との連携

## VI 障害者支援施設の状況

平成28年7月26日に相模原市の障害者入所施設で発生した殺傷事件を受け、国、県、市は、それぞれ次のような対応を行っている。

### 1 障害者殺傷事件を受けての対応

#### (国)

- 7月26日 都道府県、指定都市、中核市に「社会福祉施設等に入所者等の安全の確保について」通知
- 7月28日 関係閣僚会議開催
- 7月29日 措置入院が行われた病院の現地調査
- 8月4日 竹内厚生労働副大臣、太田厚生労働大臣政務官が施設訪問
- 8月8日 「障害者施設における殺傷事件への対応に関する関係閣僚会議」設置
- 8月10日 「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」設置  
「津久井やまゆり園の事件による不安を和らげる心のケアの充実について」通知
- 9月14日 中間取りまとめ～事件の検証を中心として～の公表
- 10月11日 福祉施設の防犯対策を強化するための補助金を盛り込んだ第二次補正予算の成立

#### (県)

- 7月26日 富山市以外の指定障害者施設、指定障害福祉サービス事業所運営法人に「障害者支援施設等の安全管理対策の徹底について」通知
- 7月28日 県内の入所施設に「防犯対策に関するアンケート調査」実施
- 8月3日 障害者殺傷事件発生に伴う相談窓口設置
- 8月30日 「障害者支援施設等事業者向け防犯対策講習会」開催
- 10月2日 「障害者の人権や尊厳に関する県民大会」開催

#### (市)

- 7月26日 富山市内の障害者施設、障害福祉サービス事業所運営法人に「障害者支援施設等の安全管理対策の徹底について」通知
- 8月18日～19日  
市内障害者支援施設11施設を管轄警察署と巡回
- 8月24日 富山市自立支援協議会相談支援ワーキングでの情報共有

\*事件発生以後、関係団体と情報共有を行った。

## 2 市内障害者支援施設（11か所）巡回訪問について

有事の場合の防犯体制の強化が必要なことから、夜間・休日の勤務体制、警察等関係機関との協力・連携体制及び有事の際の迅速な通報体制等障害者支援施設の防犯体制の現状把握等を把握し、さらに有事の場合に備えて、警察と障害者支援施設の防犯・連絡体制を強化するため、管轄の警察署職員と共に、8月18日・19日と障害者施設を訪問した。

### （1） 障害者支援施設の防犯対策の現状

- ① 多くの施設で休日・夜間帯に1人の職員で20人から30人の障害者を支援している状況である。
- ② 施設はこれまで地域との垣根をつくらないことを目標に運営がされており、全ての施設において外壁などがなくオープンとなっている。防犯設備についても防犯カメラや防犯ブザー等の対応がとられている施設は2カ所であった。
- ③ 施設側の意識も、防火活動についてはその重要性が認知されているが、防犯活動についてはこの事件が起きるまでほとんどない状態であった。

### （2） 今後の課題

- ① 防犯については、費用がかかることから機械警備がされていない施設がほとんどで、今後、国の補助金等を活用し整備を進めていく必要がある。
- ② 人的警備の面では、職員の対応力を高めるため、講習会の参加や防犯訓練等の実施を推進していく必要がある。
- ③ 警察より、予兆があった時、犯行予告があった時、突発的な事件が起きた時など、それぞれに対応できるようマニュアルを作成しておく等の助言を受けており、警察と連携して検討していく必要がある。
- ④ 施設職員のメンタルヘルスについては、管理部門と現場部門の温度差があるように感じられ、今後、国の動向を注視して行く必要がある。

## 富山市障害者自立支援協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市附属機関設置条例第3条の規定に基づき、富山市障害者自立支援協議会の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること
- (2) 基幹相談支援室の事業検証等に関すること
- (3) 個別事例への支援のあり方に関すること
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること
- (5) 地域生活を支援する体制整備に関すること
- (6) 障害者計画及び障害福祉計画に関すること
- (7) 障害者虐待の防止等に関すること
- (8) その他障害者の保健福祉向上のため必要となる事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉・保健事業等の関係者
- (3) 障害者施設の代表者
- (4) 障害者関係団体の代表者
- (5) 教育・雇用機関の代表者
- (6) その他市長が必要と認める者

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人、副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(相談支援ワーキング)

第6条 相談支援に関する課題を検討すること及び協議会を円滑に運営するため、相談支援ワーキングを設置することとする。

- 2 相談支援ワーキングは、行政及び委託相談支援事業者により組織する。
- 3 相談支援ワーキングは、協議会に参画する。

(専門支援ワーキング)

第7条 専門的分野（発達障害、就労等）の支援方策や福祉サービス以外の支援、サービス基盤の欠如等の問題への対応のあり方等を検討するため、随時、各専門支援ワーキングを設置することとし、専門支援ワーキングはその協議結果を相談支援ワーキング及び協議会に報告しなければならない。

(権利擁護部会)

第8条 障害者虐待に関わる情報を共有し、課題を検討することにより、障害者虐待の防止や早期発見、早期対応につながる関係機関との連携協力体制を構築するため、随時、権利擁護部会を設置することとし、権利擁護部会はその協議結果を協議会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

平成 26 年 2 月 1 日からの委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までとする。

附則

この要綱は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。